

発第7号

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る
課題への対応を求める意見書案について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

2012年（平成24年）6月19日

福山市議会議長 小林茂裕様

提出者 福山市議会議員 稲葉誠一郎

賛成者 福山市議会議員 熊谷寿人

" 塚本裕三

" 法木昭一

" 高橋輝幸

(別紙)

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る 課題への対応を求める意見書（案）

東北地方を初め、東日本の広範囲にわたる地域で、我が国がかつて経験したことのないほどの大きな被害をもたらした東日本大震災から1年3ヶ月が経過しました。

本市においても、救援物資、義援金の提供、被災地への継続した職員派遣、被災者の受け入れなど、さまざまな方面から復興支援に取り組んできました。しかしながら、いまだに被災地には多くののがれきが処理されないまま残されており、被災地の復旧・復興への大きな妨げとなっています。

国の責任によりがれき処理を進めることができます、被災地の復旧・復興のために、がれきの迅速な撤去及び広域処理が全国の地方自治体に求められています。

よって、政府（国）におかれでは、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の推進を図るため、次の事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望します。

1. 広域処理の今後の見通しの明示

今般、災害廃棄物の推計量の見直しにより、広域処理の必要量が従来の4割減に修正されました。本市としても、受け入れについて苦慮しています。早急に調整作業を進め今後の見通しを明確にすること。

2. 住民への十分な説明

国においては、住民の不安を払拭し、地方自治体が安心して受け入れられる環境整備が必要であることから、災害廃棄物の安全性の基準についての根拠を、処理の過程で生じる排水の基準を含め、住民が明確に理解でき、その信頼が得られるよう十分説明すること。

3. 最終処分場の確保

焼却灰の処分地の確保が受け入れを検討するに当たって支障となっていることから、国が直接焼却灰の処分先との調整を行うなど、最終処分場や再生利用施設の確保に努めること。

4. 広域処理に係る財政支援

災害廃棄物処理に係る財政支援を確実に行うとともに、風評被害を含め災害廃棄物の処理に起因する被害が生じた場合は国が責任を持って対応すること。

5. 地方自治体が独自に設定した安全基準を上回る焼却灰への対応

地方自治体が独自に安全基準を設定した場合、その基準を上回る焼却灰が生じた際には、国が責任を持って調整を行うこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2012年（平成24年）6月

福山市議会